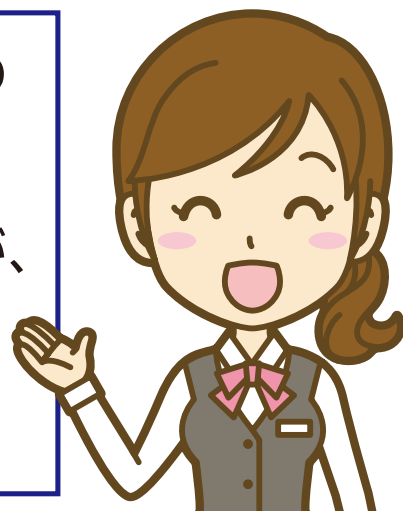


寄附金は所得や住民税の控除が認められます。

寄附金をされますと、従来の総収入金額の合計額からの差し引き額（所得控除）と、当年の1月1日現在にお住まいの市町村が、前年中の所得に応じ、課税する税金（個人住民税）の控除が受けられます。



所得控除	個人住民税の控除
<p>寄附金控除</p> <p>(税額を計算する前所得から控除)</p>	<p>寄附金税額控除</p> <p>適用対象者：寄附を行った年の翌年1月1日現在、長崎県内に住所を有する方</p>
<p>社会福祉法人等への寄附は確定申告を行うことで所得控除の適用を受けられます。</p>	<p>所定の手続きで住民税が控除されます。確定申告で所得控除と一緒に手続きする方法と、住所を有する長崎県市町村に申告する方法があります。</p>
<p>(寄附金合計額 - 2,000円) を所得金額から控除</p> <p>※年間総所得金額の40%が上限</p>	<p>(寄附金^{※1} - 2,000円) × 控除率^{※2}</p> <p>※1 年間総所得金額の30%が上限 ※2 県の条例のみで指定されている場合：県民税 4% 市町の条例のみで指定されている場合：市町民税 6% 両方で指定されている場合：10%</p>

控除手続きは寄附金提供者が、申告を行う必要があります。その際には寄附金の領収書が必要となります。

- ① 所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方
⇒所得税の確定申告
- ② 給与所得者又は年金所得者で個人住民税の寄附金税額控除のみ
⇒寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住民地の市町村へ申告

法人・企業等団体で寄附した場合

○寄附金の損金算入：法人税○

※社会福祉法人福医会＝特定公益増進法人

「特定公益増進法人」への寄附に該当し、一般寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入限度額が認められます

損金算入 = 一般寄附金損金算入限度額 + 特定公益増進法人に対する寄附金の合計と特別損金算入限度額のいずれか少ない額